

医療法人社団 永生会 指定居宅介護支援事業所 片倉

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

<電話> 042-632-6335

<担当> 市川 起理子

指定居宅介護支援事業所 片倉 の概要

<事業者名> 医療法人社団 永生会 指定居宅介護支援事業所 片倉

<所在地> 東京都八王子市片倉町 440-2

<介護保険指定番号> 1372900249

<サービスを提供する地域> 八王子市

<営業時間> (月)～(土) 午前9時～午後5時

緊急時は24時間対応します。緊急時電話：042-632-6335

<休日> 日曜、祝日及び12月29日～1月3日

2. 事業者の職員体制

管理者 1名

介護支援専門員 8名 (管理者を含む)

3. 利用料金

別紙参照

4. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

- ① 介護支援専門員は、要介護者が可能な限りその居宅において、現に有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状態や置かれている環境などを勘案し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。
- ② 介護支援専門員はその支援提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が公正中立に行われるよう支援します。利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画書原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることが可能なこと等につき十分な説明を行い、その内容を利用者または家族に説明を懇切丁寧に行います。

- ③ 事業の運営にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合（別紙）
 - ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合（別紙）
- ⑤ 当事業所は適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- また、利用者又はその家族等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に大声、暴言、誹謗中傷、嫌がらせや暴力等の迷惑行為、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、契約を破棄させて頂くことがあります。
- ⑥ 当事業所はサービス担当者会議について、テレビ電話装置等に対応しています。利用者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の活用について利用者等の同意を得るようにします。
- なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。
- ⑦ 当事業所は高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する措置を講じます。専任担当者を配置し、高齢者虐待防止のための指針を整備し、定期的に虐待防止委員会を開催するとともに、虐待防止研修を実施します。
- サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ⑧ 当事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。
- 感染症及びまん延防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を事業所内で周知徹底します。また感染症及びまん延防止の為に研修会及び訓練を定期的に実施します。
- ⑨ 当事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の継続的な提供、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、当該事業計画に従って

必要な措置を講じます。また介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

5. 秘密の保持

- ① 当事業所及び介護支援専門員は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ② 当事業所の介護支援専門員は、在職中に知りえた利用者やその家族の秘密を漏らすようなことがないよう、必要な措置を講じます。

6. 事故発生時の対応

- ① 当事業所が作成した介護保険サービス計画によって事故が発生した場合には、速やかに市町村及び関係者に連絡を取り対応をいたします。当事業所の責めに帰すべき事由によって事故の状況や事故に際してとった処置について記録し損害が発生した場合は、適宜速やかに損害を賠償いたします。

7. サービス内容に関する苦情

- ① 永生会お客さま相談・苦情担当

＜担当＞ 在宅総合センター 苦情相談担当 加藤 公恵

電話 042-661-4108

利用者及び、家族等からの相談・苦情に関しましては、法人設置の相談・苦情マニュアルに従い適正に処理します。

- ② その他の相談・苦情窓口

＜八王子市＞ 高齢者福祉課 電話 042-620-7420

＜東京都国民健康保険団体連合会＞ 電話 03-6238-0177

受付時間：土・日・祝祭日を除く（午前9時から午後5時）

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者所在地> 東京都八王子市片倉町 440-2

<事業者名称> 医療法人社団 永生会 指定居宅支援事業所 片倉

<説明者氏名>

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

<契約者住所>

.....

<契約者氏名>

.....

<代理人住所>

.....

<代理人氏名>

..... 続柄 ()

<代理理由>

.....

医療法人社団 永生会 居宅介護支援 重要事項説明書別紙〈1〉

〈令和6年4月1日現在〉

1. 居宅介護支援給付費（利用料）

1ヵ月居宅介護支援を担当した場合。

保険者より全額給付されます。契約者自己負担はありません。

契約者の介護度や、事業者の取り扱い件数により料金は変わります。

〈居宅介護支援費（I）〉

要介護 1・2	12,000 円
要介護 3・4・5	15,591 円

下記の項目が該当した場合に通常料金に加算されます。

〈加算要件〉

特定事業所加算（II） 4,652 円（毎月）

- ① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置している。
- ② 常勤かつ専従の介護支援専門員が3名以上配置されている。
- ③ 利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催している。
- ④ 24時間連絡・相談を受け付ける体制を確保している。
- ⑤ 他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究等を実施している。
- ⑥ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。
- ⑦ 特定事業所集中減算の適用を受けていない。
- ⑧ 介護支援専門員1人当たりの利用者平均件数が45名未満である。
- ⑨ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。
- ⑩ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合でも居宅介護支援を提供している。
- ⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保している。

⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービス）を包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。

等の条件を満たしている場合加算されます。

*上記、⑪の要件により、事前にご連絡、ご了解を得た上で実習生との同行訪問をさせていただきます場合があります。

初回加算 **3,315 円（該当した月のみ）**

- ・新規に居宅サービス計画を作成する場合、もしくは介護区分が2段階以上の変更があった場合は最初の1カ月において加算されます。

入院時情報連携加算（Ⅰ） **2,762 円（該当した月のみ）**

- ・入院した場合、介護支援専門員が当該病院または診療所の職員に対して必要な情報提供を入院した日に行った場合に加算されます。
 - *入院日以前の情報提供を含む。
 - *営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

入院時情報提供加算（Ⅱ） **2,210 円（該当した月のみ）**

- ・入院した場合、介護支援専門員が当該病院または診療所の職員に対して必要な情報提供を入院した日の翌日又は翌々日に行った場合に加算されます。

入院時には医療機関との連携促進のため、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の担当者へお伝えください。

退院退所加算 **カンファレンス参加なし**

連携1回 4,972 円 **連携2回 6,630 円**

カンファレンス参加あり

連携1回 6,630 円 **連携2回 8,287 円** **連携3回 9,945 円**

- ・入院中（入所中）に退院（退所）に当たって病院等の職員から、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合加算されます。

ターミナルケアマネジメント加算 4,420 円 (該当した月のみ)

- ・ご自宅で最期を迎える場合に対象になり下記の条件満たした場合に加算されます。
 - ① 24 時間連絡が取れる体制を確認し、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。
 - ② 終末期の医療やケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握した上で、利用者又は家族の同意を得て、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性を把握し利用者の支援を実施している。
 - ③ 訪問により把握した利用者の心身の状況等への情報を記録し、主治医及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ情報提供を行っている。
 - ④ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行っている。

緊急時等居宅カンファレンス加算 2,210 円 (月 2 回まで)

- ・病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合に加算されます。

通院時情報連携加算 552 円 (月 1 回まで)

- ・利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合に加算されます。

*居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された利用者に対して、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについては、居宅介護支援の基本報酬の算定が可能となります。

*加算要件につきましては介護保険法令に基づき算定致します。

*契約者の保険料滞納などで、保険者より給付されなかった場合は上記料金をいただきます。
後日、保険者への手続きにより払い戻しが受けられます。

2. 交通費

担当者が訪問する費用については無料です。